

まちづくり 支援事業 助成団体

募集

～市民活動団体が主体的に取り組む社会貢献活動に対して助成します～

【まちづくりはじめの一步】

対 象 まちづくりの第一歩を踏み出そうとしている団体

助成金額 5万円(1回のみ)

【まちづくり活動助成】

対 象 市内全域を対象とした、個性的で魅力あるまちづくりに取り組んでいる団体

助成金額 上限30万円(活動費の2分の1を補助、3回まで)

《応募できる団体》

次の①～③の条件をすべて満たす団体

- ① 5人以上で構成され、その半数以上が市内に在住または通勤・通学者で、誰でも加入できること
- ② まちづくり活動を行うことを規約などに定め、将来も活動を継続すること
- ③ 活動内容が市内を対象とし、市内全域の活性化につながる活動であること

申し込み 30日(金)(必着)までに、申請書(まちづくり推進課、各支所の地域振興課に用意)、団体概要書(規約、会員名簿など)、まちづくり活動の内容がわかる資料などをまちづくり推進課(市役所本庁4階)または各支所の地域振興課へ

※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

問い合わせ先 まちづくり推進課(☎0848⑥76184FAX0848⑥76199)

条例の素案づくりに参加しませんか！

市民協働

男女共同参画推進条例(仮称)

男女がともにいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に向け、条例づくりの検討を進めています。市民の皆さんの声を反映させた条例を作成するため、ワークショップのメンバーを募集します。

と き 5月～9月の間で3回開催予定(18時～20時)

と ころ 城町庁舎(ペアシティ三原西館2階)

募集人数 12人(多数の場合は抽選)

応募資格 市内に住む20歳以上の人で、男女共同参画に関心のある人

申し込み 4月20日(火)(消印有効)までに、はがきまたはファクス、Eメールに住所、名前、年齢、電話番号を記入して、青少年女性課(〒723-0014城町一丁目2番1号☎0848④9234FAX0848⑥75912㊟seishonen@city.mihara.hiroshima.jp)へ

きれいな三原マナー条例(仮称)

地域の環境美化や環境保護、清潔で安全なまちづくりを推進し、良好な環境の保全をめざし、市民参加型の条例を作成します。

市民の皆さんの声を反映させた条例を作成するために、検討委員を募集します。

と き 5月～9月の間で4回開催予定

と ころ 市役所本庁

募集人数 20人

応募資格 市内に在住または通勤・通学する16歳以上の人で、ボランティア活動に参加でき、地域の環境美化・環境保護と清潔で安全なまちづくりの推進に熱意を持って参加できる人

申し込み 4月20日(火)(消印有効)までに、はがきまたはファクス、Eメールに住所、名前、年齢、電話番号を記入して、環境政策課(〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848⑥76194FAX0848⑥76199㊟kankyoseisaku@city.mihara.hiroshima.jp)へ

防犯灯の設置と維持管理などの基準を統一

管理区分の統一

○国道・県道・歩道がある2車線以上の市道に設置された防犯灯は市が管理します。

費用負担の統一

○防犯灯の設置・移設・撤去や防犯灯の器具の交換、蛍光管の取り替えなどの修繕は、市が行います。

○防犯灯の電気料金は、町内会・自治会の負担となります。

防犯灯を設置する基準を統一

○原則20Wの蛍光管を使用したもので、他の照明も含め、設置間隔がおおむね30mのもの。

※設置などの申請をする場合、町内会・自治会代表者が申請をしてください。

防犯灯の故障を発見したときは連絡してください。ただし、取り替えには土・日曜日、祝日を除き、3日程度かかります。

問い合わせ先 【三原地域】市民生活課(☎0848⑥76179)、土木管理課(☎0848⑥76092)

【本郷・久井・大和地域】本郷支所地域振興課(☎0848⑥1111)、久井支所地域振興課(☎0847③7114)、大和支所地域振興課(☎0847③0222)

